

# 第18回総会 議事録

総会開会時刻 令和6年12月26日(木曜日)午後1時30分

総会開会場所 市役所4階 大会議室

(農業委員の出席)

1番 一柳 泰徳	3番 西良 利彦	4番 前原 良行	5番 金西 章
6番 原 美智子	7番 島田 正明	8番 豊田 泉朱	9番 樋富 美行
10番 山越 典子	11番 賀出 勝也	12番 増井 道宏	13番 服部 雅基
14番 川瀬 益栄	15番 船越 康博	17番 森 博之	18番 村岡 宇都美
19番 青木 正廣			

(農業委員の欠席者)

2番 朝日 貴光 16番 井村 美江

(農地利用最適化推進委員の出席)

1区 桑村 善彦	2区 前島 義夫	3区 松本 雅史	3区 中西 信之
4区 柳生 敬治	5区 宮田 芳和	5区 塚井 威史	7区 森吉 憲三
9区 吉成 秀明	10区 宮城 仁	10区 里村 雅博	

(農地利用最適化推進委員の欠席者)

6区 市山 賢光 6区 雲井 正博 7区 徳山 守 8区 手塚 博  
9区 濱田 武志

(出席者)

局長 横山 篤 次長 水口 理恵 書記 武田 嗣未

議案

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」  
議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」  
議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」  
議案第4号「農用地利用集積等促計画に対する意見について」  
議案第5号「農地移動適正化斡旋について」  
議案第6号「非農地証明願について」

報告

報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」  
報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」  
報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」  
報告第4号「農地法第43条第1項の規定による届出について」  
報告第5号「農地改良届出について」  
報告第6号「使用貸借権にかかる合意解約について」

総会開始 午後1時30分

### 議長（青木会長）

それでは、小松島市農業委員会 第18回総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名者に、8番豊田泉朱委員、18番村岡宇都美委員をご指名いたします。よろしくお願いいたします。

なお、2番朝日委員より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

### 事務局（次長）

議案書の2ページ及び3ページをご覧ください。

初めに、訂正をお願いいたします。

整理番号1番の案件は、計画の変更があったため、この総会の前に、取下げ願いが提出され、受理いたしましたので、整理番号1番は削除していただき、整理番号2番が1番へ、3番が2番へそれぞれ繰り上がりますので、お手数ですが、訂正をお願いいたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、申請件数2件、11筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、申請受付日、受付番号を朗読

### 議長（青木会長）

事務局は、訂正後の整理番号1番について、審議内容を説明してください。

### 事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号1番、畑1筆、面積188㎡、後継者への部分贈与による所有権移転の申請です。

譲渡人と譲受人は、親子関係となっており、先月の第17回総会でも別の農地の農地法第3条の許可申請が提出されておりました。譲渡人は自身が元気なうちに後継者へ所有農地を引き継ぎたい、と譲受人と相談を重ねた結果、前回の時点では話がまとまっていなかった農地についても、この度所有権移転の話合いが完了したとのことで、農地法第3条の許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、機械・労働力・技術・通作距離などの状況から所有するすべての農地を効率的に耕作すること、また、必要な農作業に常時従事すること、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないことなど、農地法第3条第2項各号に規定する要件には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると思われま。

以上でございます。

### 議長（青木会長）

担当の服部委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

### 13番 服部委員

担当の服部です。確認したところ問題ないと思いますので、ご審議のほど宜しくお願いします。

### 議長（青木会長）

それでは、整理番号1番の審議に入ります。  
何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

### 議長（青木会長）

ありがとうございます。  
異議がないようですので、整理番号1番は、原案どおり可決と認めます。引き続き、整理番号2番について、審議内容の説明をお願いします。

### 事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。  
整理番号2番、畑10筆、合計面積12,636㎡、相手方の要望による所有権移転の申請です。  
譲渡人は申請農地を相続により取得しましたが、日中は会社勤めであり、住所も市外であるため耕作が出来ない状態が続いていました。そのため農地を手放すことを考えて、譲受人に話を持ちかけたところ、事業拡大を考えていた譲受人との間で所有権移転の話がまとまり、農地法第3条の許可申請が提出されました。

なお、申請地は、山間部にございますが、取得後、ハウス園芸による椎茸栽培を行う予定とのことでございます。

譲受人は、取得後、機械・労働力・技術・通作距離などの状況から所有するすべての農地を効率的に耕作すること、また、必要な農作業に常時従事すること、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないことなど、農地法第3条第2項各号に規定する要件には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると思われまます。

以上でございます。

### 議長（青木会長）

担当の服部委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

#### 13番 服部委員

現地を確認したんですが、ちょっとやっぱり山間部のため、雑木とかも生えているんですが、買受人が責任をもってきれいに管理するということを聞いていますので、問題ないと思いますので、ご審議のほど宜しくお願いします。

### 議長（青木会長）

それでは、整理番号2番の審議に入ります。  
何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

### 議長（青木会長）

ありがとうございます。  
異議がないようですので、整理番号2番は、原案どおり可決と認めます。  
以上で、議案第1号の審議を終了いたします。

引き続き、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いします。

### 事務局（局長）

議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、申請件数1件、1筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、申請受付日、受付番号を朗読

### 議長（青木会長）

この整理番号1番の案件は、『農業委員会等に関する法律第31条』の利害関係人による議事参与の制限の規定により、9番樋富委員さんが利害関係人となりますので、後ほど、議事に入る前に、退席を求めますので宜しくお願いします。

それでは、整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

### 事務局（局長）

整理番号1番の申請内容について説明いたします。

転用目的は、資材置き場としての一時転用でございます。

賃借人は〇〇市にて土木建設を営んでいる事業所で、四国横断自動車道の建設に伴い大型車両等の通行の為、市道〇〇号線が拡幅されることとなり、その工事を受注致しました。

申請地は拡幅部分に隣接しており、工事により出た掘削残土や型枠等の資材を置くのに適していることから、土地所有者と協議の結果、工事期間中、賃貸借する話がまとまり、農地法第5条に基づく一時転用の許可申請が提出されました。

申請地は、小松島市立〇〇小学校より西へ約300mに位置し市道〇〇号線沿いに存在します。ここは、市街化調整区域内の農業振興地域内にある農地ですが、一時的な転用であることから、小松島市に農業振興地域整備計画への支障の有無について問い合わせたところ、支障を及ぼす恐れがない旨の回答を頂いております。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから2種農地と判断されます。

この地域に隣接する〇〇土地改良区に区域内であるか確認をしたところ該当しないとの回答でございました。

賃貸人と賃借人との間で申請地に対し土地賃貸借契約が交わされており、また、この転用を行うにあたり農業上の効率的かつ総合的利用の確保に支障を生ずることがない旨の同意書も提出されています。

造成等にかかる費用については、転用者自らが資材置き場へ造成することから費用はかからないことから、この度は金融機関等による資金に関する書類の提出は求めてはおりません。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、前面は道路擁壁により区画されており背面は山林に囲まれていることから支障はないものと考えます。

原状回復にあたっては市道拡幅用コンクリート道路擁壁が完成した後、速やかに埋め戻しを行い、資機材を回収した後、耕運機にて耕起し転用期間内に原状回復致します。

排水については、上水道は設けず、雨水については地下浸透と致します。

これらのことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。

以上のことから、整理番号1番は許可やむを得ないと考えます。

**議長（青木会長）**

整理番号1番の担当は樋富委員さんご本人のため、公正を期すため、近隣の豊田委員さんを指名させていただきます。豊田委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

**8番 豊田委員**

豊田です。この間、局長と一緒に現地確認に行っていました。特に問題ないと思いましたが、宜しくお願いします。

**議長（青木会長）**

それでは、整理番号1番の審議に入る前に、樋富委員さんの退席を求めます。

（樋富委員、退席）

**議長（青木会長）**

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

**議長（青木会長）**

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号1番は、原案どおり可決と認めます。

利害関係人の復席を求めます。

（樋富委員、復席）

**議長（青木会長）**

以上で、議案第2号の審議を終了いたします。

引き続き、議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」、事務局より説明をお願いします。

**事務局（次長）**

議案書の5ページをお願いいたします。

議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」、申請件数は35件、84筆です。

◆議案書にそって、利用権の種類、設定等をする者、設定等を受ける者、設定等をする農用地を朗読

それでは、審議内容について、ご説明いたします。

「農用地利用集積計画」は、地域計画が策定されるまでは従来どおりの手続きとなりますので、今回、利用権設定の申し出のあった農地が改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める各要件を満たしているかどうかを基準といたします。

要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、対象

農地の関係権利者の同意が得られていることなどでございまして、これらの基準を満たしているものと考えます。

6 ページからの一覧表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。  
以上です。

#### 議長（青木会長）

ただいま、事務局より説明がありました。  
それでは、議案第3号の審議に入ります。  
何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

#### 議長（青木会長）

ありがとうございます。  
異議がないようですので、議案第3号については、可決と認めます。  
以上で議案第3号を終了いたします。  
引き続き、議案第4号「農用地利用集積等促進計画に対する意見について」、事務局より説明をお願いします。

#### 事務局（局長）

議案書の14ページをお開きください。  
議案第4号「農用地利用集積等促進計画に対する意見について」、今回の案件は2件、4筆です。

◆議案書にそって、農地中間管理機構から権利設定等を受ける者、権利を設定する土地、設定する利用権を朗読

こちらの「農用地利用集積等促進計画に対する意見について」につきましては、今年の5月の案件にございましたので、今回で2回目となります。

農地所有者等と耕作者が直接貸借の契約をする「農用地利用集積計画」と農地中間管理機構（徳島県の場合は、徳島県農業開発公社）が所有者から農地を借り受けて、耕作者の方に配分する「農用地利用配分計画」が、地域計画の策定後は、一本化され、「農用地利用集積等促進計画」になります。

小松島市は、地域計画が動き出すのは、令和7年度からとなりますので、「農用地利用集積計画」についてはそれまで猶予がございます。これが、先ほどご審議いただいた議案第3号でございます。

もう一方の「農用地利用配分計画」は、令和5年度から廃止されておりますので、徳島県農業開発公社が借り受けて、耕作者に転貸する場合は、「農用地利用集積等促進計画」により、手続きをすることとなります。

そこで、今回、この「農用地利用集積等促進計画」の作成において、農業委員会の意見を聞く必要があるとのことで、徳島県農業開発公社より、2件の諮問がございました。

整理番号1番は、農地所有適格法人以外の法人となりまして、この場合は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号イ「権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、第3号イ「権利設定等を受ける者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれる」、第3号ロ「権利設定等を受ける法人の業務執行役員等のうち

1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる」という認可の要件に該当するか否かの意見を求められております。

整理番号2番は、農地所有適格法人でございますので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号イ「権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」という認可の要件を満たしているかどうかの意見を求められております。

整理番号1番は、最近設立されたばかりの法人ですが、徳島県農業開発公社より添付されている資料から、役員の要件を満たしており、また代表取締役の方が認定農業者であることから、耕作従事日数や農業経験も十分であると思われまます。また、整理番号2番の法人は、農林水産課で基本構想水準到達者ということを確認しております、同じく添付されている資料からも耕作面積や農作業の従事日数など、特段の問題はないものと考えておりますので、整理番号1番及び2番は、ともに認可要件に該当するものと考えております。

以上でございます。

#### 議長（青木会長）

ただいま、事務局より説明がありました。  
それでは、議案第4号の審議に入ります。  
何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

#### 議長（青木会長）

ありがとうございます。  
異議がないようですので、議案第4号は、説明のとおり、認可要件に該当するとの回答をすることといたします。  
以上で議案第4号の審議を終了いたします。引き続き、議案第5号「農地移動適正化斡旋について」について、事務局より説明をお願いします。

#### 事務局（次長）

議案書の15ページをお開きください。  
議案第5号「農地移動適正化斡旋について」、申請件数は1件、2筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、所有者、申出年月日、受付番号を朗読

#### 議長（青木会長）

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

#### 事務局（次長）

あっせんにつきましては、令和5年度以降、令和6年度の今回の案件まで、1件もございませんでしたので、初めての委員さんも多いかと思ひます。  
はじめに、あっせんの制度について、ご説明させていただきます。  
今年の8月総会の際に、小松島市農地移動適正化あっせん基準の一部改正をさせていただきましたので、その際のご説明と重複する部分があるかもしれませんが、ご了承ください。  
農地のあっせんとは、農業経営の規模の拡大や農地の集団化など、農地保有の合理化を図ることを目的として、あっせんの申出者と買い手の間に入って結びつける役割を行うということでご

ざいます。担当は推進委員さんになりますので、地域によって、総会であっせん委員を1名以上指名させていただき、要件を満たした受け手の候補者の方との調整をしていただくということになります。

あっせんの相手方になる方は、認定農業者等と定められておりますので、あらかじめ、事務局で、あっせん譲受け等候補者名簿を作成しております。担当の委員さんにお渡しいたします。

なお、あっせんと申しまして、お相手のあることですので、必ず、買い手が見つかるとも限りませんので、この点は、申出者の方にもご了承ください。

このあっせんが成立すると、農地の売り手の方は、譲渡所得から800万円の特別控除が受けられるというメリットがございます。

それでは、整理番号1番についてご説明いたします。

あっせんに係る申出書一式並びに現地確認を行いました。全て完備しておりました。

所在地については、16ページの別紙①に各筆の所在地を記載しておりますので、ご確認ください。

先ほども申し上げましたが、小松島市農地移動適正化あっせん基準により、農地利用最適化推進委員の中からあっせん委員を1名以上指名することとなっております。

それでは、本市あっせん基準によりあっせんを行いたいと思いますので、あっせん委員のご指名を会長にお願いいたします。

#### 議長（青木会長）

それでは、本市あっせん基準によりあっせんを行いたいと思います。

あっせん委員を私の方から指名いたします。

整理番号1番については、宮田推進委員と塚井推進委員のお二人を幹旋委員にご指名します。

ご異議ございませんか。

（※「なし」の声あり）

#### 議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号1番については宮田推進委員と塚井推進委員のお二人をあっせん委員に決定させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で議案第5号の審議を終了いたします。

引き続き、議案第6号「非農地証明願について」について、事務局より説明をお願いします。

#### 事務局（局長）

議案書の17ページをお開きください。

議案第6号「非農地証明願について」、申請件数は1件、1筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請内容、申請者、届出受付日、受付番号を朗読

#### 議長（青木会長）

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

#### 事務局（局長）

整理番号1番について説明させていただきます。

田1筆、面積68㎡、宅地としての非農地証明願になります。

申請地は平成3年に相続により引き継ぎましたが、申請人は〇〇市で居住していることから、この度、申請地に居住する兄に所有権を移すことを計画し、従前より農地として使用していなかったことから非農地証明願の提出となりました。

申請地は一部に〇〇の木造スレート葺平屋建てが存在し、それ以外の部分は庭となっており、申請人によると昭和の時代には既にこのような現状で、申請人もここで居住していたとのことです。

その事は、平成16年3月5日付けの国土地理院の航空写真において確認されており、転用許可を受けずに宅地化していたことについて始末書が提出されています。また、今後、周辺土地に対して不測の事態及び被害が生じた場合や苦情が出た場合には責任を持って対応するとの誓約書も提出されています。

このことより、整理番号1番については、農地への復元が不可能、困難であり、人的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、農地行政上支障がないと認められます。

なお、地区担当である豊田委員、宮田委員、塚井委員には事前にご確認いただいております。

これらのことから、証明書の交付については、やむを得ないと考えます。

以上です。

#### 議長（青木会長）

担当の豊田委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

#### 8番 豊田委員

現地を見に行ってきました。農地への復元は不可能だと思いましたが、非農地で問題ないと思います。宜しくお願いします。

#### 議長（青木会長）

それでは、整理番号1番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

#### 議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号1番は、原案どおり可決と認めます。

以上で議案第6号の審議を終了いたします。

以上で議案についての審議を終了いたします。

それでは、引き続き議案外に移ります。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 農地法第43条第1項の規定による届出について

報告第5号 農地改良届出について

報告第6号 使用貸借権にかかる合意解約について

議案外について事務局より報告をお願いします。

#### 事務局（次長）

議案書の18ページをお開きください。

報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」、届出件数2件、2筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請人、申請内容、届出受付日、受付番号、受理通知日、受理番号を朗読

整理番号1番は、田1筆、転用面積67㎡、転用目的は公衆用道路での4条届出となります。次の報告第2号の整理番号1番の農地を分筆して、4条届出が提出されました。なお、以前から、公衆用道路として使用していたということで、始末書を添付しております。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理し、受理通知を発出いたしました。

整理番号2番は、畑1筆、転用面積は、345㎡のうち167㎡となります。形状が縦に長い農地で、手前が道路に面し、奥側が山となります。この届出地の西隣がアパートでございまして、奥側を駐車場にする計画とのことです。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理し、受理通知を発出いたしました。

#### 事務局（次長）

続きまして、議案書の19ページをお開きください。

報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、届出件数1件、1筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、譲受人、譲渡人、申請内容、届出受付日、受付番号、受理通知日、受理番号を朗読

整理番号1番は、田1筆、面積1,560㎡で、アパートとしての5条届出が提出されております。先ほどの報告第1号の整理番号1番は、この農地を分筆したものととなります。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理し、受理通知を発出いたしました。

#### 事務局（次長）

続きまして、議案書の20ページから22ページをお開きください。

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、届出件数8件、30筆です。

なお、整理番号1番と2番は、10筆ずつありますが、全く同じ地番となります。これは、整理番号1番で耕作をしていた〇〇さんから、仲介していた徳島県農業開発公社に戻し、整理番号2番で、徳島県農業開発公社から所有者の〇〇さんに戻したということとなりますので、このような表記となります。

同様に、整理番号3番と4番、5番と6番も耕作者、仲介者、土地所有者の関係となりまして、いずれも、耕作者から、土地所有者に戻したという形となります。

重複する地番は、朗読を省略とさせていただきます。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、賃貸人、賃借人、申請内容、通知受付日、受付番号を朗読

これらの合意解約につきましては、賃貸人、賃借人の協議のもと、必要な書類として、農地法第18条第6項の規定による通知書および合意解約書に双方の署名がされ、提出されております。

### 事務局（局長）

議案書の23ページをお開きください。

報告第4号『農地法第43条第1項の規定による届出について』

届出件数は、1件、1筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、権利の種類、申請人、申請内容、届出受付日、受付番号、受理通知日、受理番号を朗読

農地法第43条第1項の規定による届出につきましては、あまり事例がございませんので、最初に内容について、簡単にご説明させていただきます。

農地法第43条第1項の規定による届出は、農作物栽培高度化施設の底面をコンクリート等で覆うための届出とも申しまして、平成30年の法改正により、それまでは、農業用のハウスでも底面がコンクリート張りであれば、農地転用許可が必要とされておりましたが、要件を満たした場合には、届出をすれば、転用許可不要で、地目も農地として扱われることとなりました。つまり、課税地目が農地のままの扱いとなります。

整理番号1番は、畑1筆、届出に係る面積は、2,226㎡のうち1,179㎡となります。申請内容は、しいたけ栽培のための農作物栽培高度化施設の底面の一部をコンクリート等で覆うということでございます。

農作物栽培高度化施設に該当するかどうかの基準いたしましては、1階建てであることや棟高や軒高の高さの基準のほか、施設の屋根や壁面を透過性のない素材で建てられる場合は、一定の時間、周辺農地に日影が生じないように建設しなければならないという要件がございます。

これらの基準を満たしているかを提出書類や現地を確認し、審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

### 事務局（局長）

続きまして、議案書の24ページをお開きください。

報告第5号「農地改良届出について」、届出件数1件、3筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、通知受付日、受付番号、受理通知日、受理番号を朗読

整理番号1番は、田3筆、合計面積が864㎡で、今後、果樹の栽培を行うとの計画で、30cm嵩上げをするということでございます。

周辺農地への支障につきましては、東側に市道、西及び南側は、自身の所有する農地でございます。北側は擁壁を新設する計画となっております。

なお、〇〇につきましては、先ほどの報告第4号でご報告したシイタケハウスとしても一部使用いたしますが、この果樹の栽培でも一部使用し、残地の837㎡は野菜を栽培する予定とのことです。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

### 事務局（次長）

続きまして、議案書の25ページ及び26ページをお開きください。

報告第6号「使用貸借権にかかる合意解約について」、届出件数5件、18筆です。

こちらの整理番号1番と2番も耕作者から仲介者を經由して、所有者に戻しておりますので、重複する地番は、朗読を省略させていただきます。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、使用貸人、使用借人、申請内容、合意解約日を朗読

使用貸借契約につきましては、法令上、解約の規定がないのですが、農地台帳の整理やトラブルを避けるためなどの理由から、農業委員会に合意解約の届出をしていただいております。

使用貸人、使用借人の協議のもと、合意解約に必要な書類として合意解約申出書に双方の記名・押印がされ、提出されております。

以上で議案外の報告を終わります。

**議長（青木会長）**

ただいま、事務局より議案外6件について報告がありました。  
何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

**議長（青木会長）**

質疑なし、と認めます。よって、議案外について終わります。  
以上で、本日の審議はすべて終了いたします。

**終了時刻 午後2時18分**

**会議録署名委員 8番 豊田 泉朱 委員 18番 村岡 宇都美 委員**